別　紙

答申第６１号（諮問第７１号）

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った不開示決定（令和５年８月９日付け千葉市指令財東二第２号。以下「本件処分」という。）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、これを棄却すべきである。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、令和５年６月３日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。請求内容は次のとおりである。

千葉市財政局税務部東部市税事務所納税第二課が、令和３年２月に実施した市税等滞納者にかかる滞納処分執行停止のため作成した文書の内、以下の文書

（１）後期高齢者医療保険料・介護保険料滞納者の連帯納付義務者を確認するための戸籍

（２）後期高齢者医療保険料・介護保険料滞納者の連帯納付義務者の財産調査結果ただし、文書中の個人情報についてはマスクしたもの

２　本件開示請求に対する決定について

実施機関は、条例第１１条第２項の規定に基づき、本件開示請求に対し、前記１（１）及び（２）の文書は作成及び取得していないとして令和５年６月１６日付け不開示決定（千葉市指令財東二第１号。以下「先行処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

３　先行審査請求

審査請求人は、先行処分を不服として、令和５年６月２８日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第２条の規定に基づき審査請求（以下「先行審査請求」という。）を行った。

４　実施機関による先行処分の取消し及び再決定

先行審査請求を受けて、実施機関が先行処分を再検討したところ、前記１（１）及び（２）の文書が不存在である理由附記が不足していたことが判明したため、令和５年８月９日付けにて先行処分を取り消し、改めて同日付けで本件処分を行った。

５　審査庁による先行審査請求に対する裁決

先行処分について、既に取り消され審査請求の対象となる処分が消滅していることから、千葉市長（審査庁）により令和５年６月２８日付け先行審査請求を却下する旨の裁決（令和５年９月２５日付け）が行われた。

６　本件審査請求

審査請求人より、本件処分に対して令和５年１１月８日付けで本件審査請求が行われた。

７　実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第９条第３項の規定による読替え後の法第２９条第２項の規定に基づき、令和５年１２月２１日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第５項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

８　諮問

実施機関は、条例第１９条第１項の規定に基づき、令和６年１月３０日付け５千総政３８９号により本審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は以下のとおりである。

本件処分は、文書の不存在を理由に不開示決定をされているが、その理由が不当である。

「連帯納付義務者の財産調査については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）上、納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされていない」

との不開示理由が示されているが、この部分に問題のすり替えがある。「連帯納付義務者の財産調査について、地方税法上、連帯納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされている」

千葉市の滞納管理システムにおいては連帯納付義務者に対する市税等債権を納付義務者から独立して管理する機能がないため、納付義務者に対し滞納処分の執行停止を行うことは、同時に連帯納付義務者に対し執行停止を行うのと同等の取扱いを行うことになる。連帯納付義務者に対し執行停止を行うことについては、財産調査を行う必要がある。

以上から、文書不存在の理由の訂正を求める。

3　弁明書に対する反論

審査請求人の主張する弁明書に対する反論は以下のとおりである。

本件処分の文書不存在の理由として①「連帯納付義務者の財産調査については、地方税法上、納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされていない」、②「納税（付）義務者の執行停止に伴い、連帯納付義務者について執行停止を行った事実はない」とする千葉市の主張は誤りである。

（１）①の理由について

審査請求人は「連帯納付義務者の財産調査については、地方税法上、納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされている」という主張はしておらず、「連帯納付義務者に対し滞納処分の執行停止を行うにあたり、連帯納付義務者の財産調査が必要である。ゆえにその財産調査書類は存在しなくてはならない」という主張をしている。この主張に対する千葉市の弁明はされていない。

（２）②の理由について

ア　〇〇課から審査請求人に宛てられたメールにあるとおり千葉市の市税等の滞納管理システムにおいては、「システム上連帯納付義務者の債権管理ができず、納付義務者本人の賦課情報によって管理をする必要がある」のであって、千葉市では納付義務者と連帯納付義務者を切り離して債権管理をすることはできない。

イ　令和６年２月１３日付け不開示決定通知（千葉市指令東一第３号）及び同月１５日付け不開示決定通知（千葉市指令東二第３号）によれば、千葉市は納付義務者の執行停止後に　連帯納付義務者に対して納税（付）告知・督促・催告・差押を行っておらず、連帯納付義務者に請求行為を行っていないことがわかる。

ウ　上記ア及びイにより千葉市の市税等の滞納処分に係る執行停止は、納付義務者に対して行われると同時に、その連帯納付義務者に対しても事実上の滞納処分執行停止として扱われている事実が証明できる。

エ　弁明書は「納税（付）義務者の執行停止に伴い、連帯納付義務者について執行停止を行った事実はない」と主張しているが、上記ア乃至ウのとおり、

事実上連帯納付義務者に対する滞納処分執行停止は行われているため、連帯納付義務者の財産調査書類が具備されていなければならない。

第４　実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

１　本件処分の理由

令和３年２月に実施した市税等滞納者に係る滞納処分執行停止に関しては、後期高齢者医療保険料・介護保険料（以下「後期高齢者医療保険料等」という。）滞納者の連帯納付義務者を確認するための戸籍調査及び連帯納付義務者の財産調査を実施していないため、公文書は存在しない。その理由は以下のとおりである。

後期高齢者医療保険料等の滞納処分は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の３第３項により地方税の例によるとされているが、連帯納付義務者の財産調査については、地方税法上、納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされていない。

また、令和３年２月当時の「市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準」（以下「取扱基準」という。）には、現行の取扱基準第１の４項の規定（保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、連帯納付義務の制度があるため、固定資産税・都市計画税の共有名義と同じく、当初の納付義務者の状況だけで執行停止を行わない。）はない。したがって、執行停止を行う際、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査や、連帯納付義務者の財産調査を実施することは、法令上も、内規上も求められていなかった。そのため、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査及び連帯納付義務者の財産調査を実施しなかったものである。

２　文書不存在の確認方法

実施機関は、開示請求を受け、令和３年２月当時は連帯納付義務者の戸籍調査及び財産調査をしていないと認識していたが、対象文書の存否を確定させるため、令和３年２月に実施した市税等滞納者への滞納処分執行停止した事案を月ごとにまとめた文書綴りにて確認した。さらに、その中で前記第２の１（１）及び（２）に該当する文書が存在するかどうか、当該文書綴りの中から１件１件、複数人で目視にて確認したが、当該文書は取得又は作成しておらず、不存在であったため本件処分を行った。

３　審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、実施機関が本件処分に付記した理由の内、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査及び連帯納付義務者の財産調査を実施していない理由として記載した部分に対し、千葉市の滞納管理システムの機能上、納付義務者に対し滞納処分の執行停止を行うことは、同時に連帯納付義務者に対し執行停止の取り

扱いをすることとなるため、財産調査を行う必要があったと考えられることから、不存在の理由に誤りがあると主張する。

しかしながら、連帯納付義務者の財産調査については、地方税法上、納税（付）義務者における滞納処分の執行停止の要件とされていないことに誤りはない。

また、審査請求人の主張するように、地方税法上、連帯納税（付）義務者に対し執行停止を行う場合には、連帯納税（付）義務者に対する財産調査を行う必要があるところ、納税（付）義務者の執行停止に伴い、連帯納付義務者について執行停止を行った事実はない。

いずれにしても、本件において、納税（付）義務者に対する執行停止を行う際に、連帯納付義務者に対する財産調査を実施しなかったことは事実であることから、実施機関が公文書不存在の理由として記載した内容に誤りはない。

以上のとおり、開示請求に係る文書は不存在であり、理由付記に取り消されるべき瑕疵はなく、本件処分には取り消されるべき理由はない。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件開示請求について

審査請求人は、前記第２の１（１）及び（２）の文書について前記第３の３（２）エの理由により存在するはずであると主張し、その主張に対して実施機関は、前記第４の１の理由により当該文書は不存在であると主張している。

そこで、本審査会は前記第２の１（１）及び（２）の文書が存在するかどうかを審査した。

２　実施機関からの説明の聴取

（１）実施機関における文書の存在の確認方法について

実施機関が本件開示請求を受けて前記第２の１（１）及び（２）の文書をどのように探索したかについて、本審査会が実施機関に確認したところ、実施機関により以下のとおり説明がなされた。

ア　令和３年２月に実施した市税等滞納者への滞納処分の執行停止をした事案を月ごとにまとめた文書綴りにて確認した。

イ　当該文書綴りには、執行停止の決裁、通知及び執行停止理由及び調査書等の執行停止の根拠資料等が綴られている。現に、今回請求の対象となっていない固定資産税の執行停止については、納税義務者の執行停止の根拠資料として連帯納税義務者の財産調査の結果が綴られている。

ウ　本件開示請求の対象となっている後期高齢者医療保険料等の戸籍調査及び財産調査についても、調査が実施されていれば当該文書綴りに調査結果が綴

られていると考えて探索を行ったが、いずれも綴られていなかった。

当該文書綴りを本審査会においても見分し、後期高齢者医療保険料等について、戸籍調査及び財産調査の結果が綴られていないことを確認した。

（２）文書が存在しない理由について

審査請求人の主張によれば、千葉市の市税等の滞納管理システムにおいては、納付義務者と連帯納付義務者を切り離して債権管理をすることはできず、納付義務者への執行停止処分を行うことで事実上連帯納付義務者に対する滞納処分執行停止は行われることとなるため、前記第２の１（１）及び（２）の文書は存在しなければならないと主張しており、それを踏まえて本審査会から実施機関に連帯納付義務者の戸籍調査及び財産調査が行われていない理由を確認したところ、以下のとおり説明がなされた。

ア　連帯納税（付）義務者を納税（付）義務者と分離・独立して、市税等債権を管理する機能はないが、滞納管理システムの当該納税（付）義務者の「連帯納税義務」の項目から、連帯納税（付）義務者を確認し、督促等の一部の処理を行うことは可能である。

イ　審査請求人の主張するように地方税法上、連帯納税（付）義務者に対し執行停止を行う場合には連帯納税（付）義務者に対する財産調査を行う必要があるところ、本件開示請求の対象期間である令和３年２月に実施した後期高齢者医療保険料等の納付義務者の執行停止に伴い、連帯納付義務者について執行停止を行った事実はない。

ウ　地方税法及び令和３年２月当時の取扱基準においては、後期高齢者医療保険料等において納付義務者への執行停止を行う際、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査や、連帯納付義務者の財産調査を実施することは求められていなかった。

エ　取扱基準は令和３年４月１日に改正されており、改正後は保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料において納付義務者の執行停止を行うにあたり、連帯納付義務者の財産調査及び戸籍調査は求められている。

３　結論

以上の事実確認において、本件開示請求の対象期間である令和３年２月当時、後期高齢者医療保険料等の納付義務者の執行停止を行う際、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査や、連帯納付義務者の財産調査を実施することは、法令上も、内規上も求められていなかったため、連帯納付義務者を確認するための戸籍調査及び連帯納付義務者の財産調査を実施しておらず、前記第２の１（１）及び（２）の文書が不存在であるという本件処分の理由に不自然な点は見当たらず、また、前記第２（１）及び（２）の文書について、実施機関が文書を保有していることを推認させるような事情も見当たらなかった。

したがって、前記第２の１（１）及び（２）の文書を保有していないとして実施

機関の行った本件処分は妥当である。

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
令和　５年１０月１２日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和　６年　２月２９日	審議（第１７０回情報公開審査会）
令和　６年　５月１７日	審議（第１７１回情報公開審査会）
令和　６年　７月１８日	審議（第１７２回情報公開審査会）
令和　６年１０月　８日	審議（第１７３回情報公開審査会）
令和　６年１２月２４日	審議（第１７４回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
（令和６年１０月１日～令和８年９月３０日）

氏　　名	役　　職	備　　考
大久保　佳　織	弁護士	
大　林　啓　吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井　　彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆　川　宏　之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会　　長
米　良　英　剛	弁護士	